

年 月 日

東京都知事 殿

管理者住所

氏 名

印

診 療 用 放 射 線 照 射 装 置 備 付 届

下記のとおり診療用放射線照射装置を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則26条の規定により届け出ます。

記

病 院	名 称		
	所 在 地	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()	
診 療 用 放 射 線 照 射 装 置 関 係 事 項	製 作 者 名		
	型 式 及 び 個 数		
	装 備 す る 放 射 性 同 位 元 素 の 種 類		
	装 備 す る 放 射 性 同 位 元 素 の 数 量 (ベ ク レ ル)		
	用 途		
放 射 線 診 療 関 係 事 項 放 射 線 診 療 医 師 又 は 放 射 線 診 療 技 術 士 等 の 名 氏 及 び 診 療 経 歴	氏 名	職 種	放 射 線 診 療 に 関 す る 経 歴
予 定 使 用 開 始 時 期	年 月 日		

(裏)

診療用放射線装置に関する放射線障害の防止の概要	放射線源収納容器の漏えい放射線70マイクログレイ/時(線源から1メートル)	以下	・	超える	
	二次電子ろ過板	有	・	無	
	照射口開閉用遠隔操作装置	有	・	無	
	放射線発生時の自動表示装置	有	・	無	
	インターロック装置	有	・	無	
	エックス線装置の併設	有	・	無	
診療に関する放射線装置使用室の放射線障害の防止	使用の場所				
	建築物の構造	耐火構造・不燃材料			
	使用室の防護物の概要	遮へい物を設ける場所	遮へい物 構造、材料、厚さ		
			天井		
		床			
		周囲の画壁等	(東)		
			(西)		
			(南)		
			(北)		
		出入口の扉			
		操作室	有・無()		
		監視用モニター等	有	・	無
	出入口の数	通常出入口 非常口	箇所 箇所		
	使用室の標識	有	・	無	

治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	建築物の構造		耐火構造 ・ 不燃材料		
	遮へい物 遮へい物を設ける場所		構造、材料、厚さ		
	治療病室の防護物の概要	天井			
		床			
		周囲の画壁等	(東)		
			(西)		
			(南)		
			(北)		
			出入口の扉		
		その他の開口部			
	出入口の数	通常出入口 非常口	箇所 箇所		
	治療病室の標識	有 ・ 無			
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱		
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり		
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート ・ 金庫 その他 ()		
	貯蔵施設の遮へい材料				
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数	通常出入口	箇所 ・ 非常口 箇所	
		特定防火設備に該当する防火戸	有 ・ 無		
		閉鎖設備	かぎ ・ その他 ()		
	貯蔵箱の閉鎖設備		有 ・ 無		
	貯蔵容器の遮へい材料				
	貯蔵物の種類及び数量の表示		有 ・ 無		
標識		有 ・ 無			

(裏)

運 搬 容 器 の 防 止 標 識	容 器 の 構 造		
	貯蔵物の種類及び数量の表示	有 ・ 無	
放射線障害の防止の概要	標 識	有 ・ 無	
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有 ・ 無	
診 療 用 放 射 線 照 射 装 置 使 用 室 の 放 射 線 障 害 の 防 止	出入口の使用自動表示	有 ・ 無	
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置	有 ・ 無	
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面の通り
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
		立 入 制 限 措 置	有 ・ 無
		標 識	有 ・ 無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有 ・ 無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有 ・ 無	
その他	取扱者の被ばく測定器		

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射装置使用室、治療病室及び貯蔵室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療用放射線照射装置使用室、治療病室及び貯蔵室の図面は、その各室ごとに照射方向、線源の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メ - トル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 5 漏えい放射線測定記録は、届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。